

7 団体としての各種手続きについて

ごみの処分について

課外活動において発生したごみは

①鶴甲第一キャンパスごみステーション

②六甲台第一キャンパスごみステーション

の2ヶ所に投棄することができます。

大学構内でのごみの投棄については

可燃ごみや不燃ごみは神戸市指定ごみ袋ではなく、

事業用ごみ袋でないとは回収されません。

学生支援課にて毎週火曜日に配布しておりますので、

必要枚数を予め確認の上受け取りに来てください。

公認課外活動団体は多くの書類の提出義務があります。

- 継続届（年間計画、予算・決算書、部員名簿等）
- 月間行事予定表
- 臨時入構許可願、特例入構許可願
- 学外活動届、課外活動報告 etc…

詳しくは大学HPをご覧ください。

また、三商戦・神京戦のような大学間交流試合の

主催側になった場合は、早めの相談をお願いします。

申請・願 と 届・報告 の違い

申請・願 ⇒ 大学からの許可・証明が出ることが前提

届・報告 ⇒ 団体からの情報共有という前提

申請・願については、大学側も然るべき手順を踏んで
許可・証明を出すため、**時間に余裕をもって！**